

Activities of Overseas Affiliates of Japanese Firms in China and the US: An analysis using METI's data of the Survey of Overseas Business Activities

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-01-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kato, Atsuyuki, Wu, Qingji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00056588

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



米国と中国における日系企業現地法人の活動について：

経済産業省海外事業活動基本調査現地法人データを用いた分析[†]

加 藤 篤 行*
呉 青 姫**

1. 始めに

中国と米国はそれぞれ日本にとって第1位、第2位の貿易相手であると同時に極めて重要な対外直接投資(FDI)の投資先でもある。日本貿易振興機構(JETRO)のデータによると、2017年における日本の中国および米国へのFDIはそれぞれ111億ドルと496億ドルにのぼり¹⁾、極めて重要な投資先であることが示されている²⁾。この2国との安定的な通商関係の維持および同国内での日本企業の経済活動の活性化は日本の成長戦略や産業政策において重要な位置を占め、日本政府は多国間自由貿易協定(FTA)などの枠組みを用いた経済連携の強化を模索してきた。しかしながら、米国は2016年に署名した環太平洋経済連携協定(TPP)から翌年脱退し³⁾、中国を含んだ東アジアのFTAである東アジア地域包括経済連携(RCEP)は2019年現在において合意には到達していないため、現在までのところ、この両国と日本の間には自由貿易および投資環境を保証するFTA等のパートナーシップ協定は締結されていない。また、今日中国と米国との貿易戦争は激しさを増しており、その対立は世界経済にとって大きなリスク要因となっているが、そのことが両国と貿易・投資によって不可分に結びついている日本にとっても深刻な影響を与えることが予想されている。このような情勢において、今後の日本企業、政府がさらなる成長を目指して採るべき方向性を考えるために、本論考では、佐藤・加

藤(2018)におけるインドでの日系企業現地法人の活動に関する分析に倣って中国および米国における日本企業の現地法人の活動を企業データに基づいて比較・分析し、さらなる議論・研究に必要な基礎資料を提供する。

本論考は日本学術振興会による研究助成を受けている基盤研究C「日本企業の対外直接投資の研究:米国,中国,インドの比較分析」の成果の一部をまとめたものである。同研究では、すでに日本との間にFTAを締結しているインド⁴⁾における日系現地法人の活動について分析を行ったが、同様の分析を中国・米国の日系現地法人に対しても行うことで、それぞれ比較可能な基礎資料を作成することを目的としている。なお、これまでまとめた分析があまり行われてこなかったインドの日系企業現地法人データと異なり、中国、米国の日系現地法人の活動については経済産業省(以下、経産省)をはじめ、すでにいくつもの分析が行われており、本論考で示された一部のデータについてはそれ自体が新規性を持っているわけではない。経産省は本論考で使用した海外事業活動基本調査の現地法人データに関して、企業数、労働者数、売上高などの基本的なデータについて集計値を公表しており、それらは誰でも利用可能である。また、経産省データ以外にも日本貿易振興機構(JETRO)による「日系企業活動実態調査」など独自の調査に基づくデータ分析も行われており⁵⁾、有用な情報を提供している。さらに民間調査機関、研究機関による独自のアンケート調査に基づく分析も中国などアジア諸国の現地法人に対しては進められており、そうした研究からは集計データからはなかなか見えてこない個別の実態について重要な知見が蓄積されつつある。しかしながら、これらは主に個別地域について深掘した分析に焦点をあてたものであり、異なる地域間の比較により考察を行っているものはあまり多くはない。特に、近年の分析・研究は成長著しいアジア地域を中心としたものが多く、付加価値ベースでみれば現在でも日本にとって最大の市場と考えられる米国の現地法人との比較について議論しているものは限られている⁶⁾。本論考はこのギャップを埋めるものである。

以後の本稿の構成は次のとおりである。第2節では本論考で使用している「海外事業活動基本調査」についてその特徴を解説する。第3節では米国および中国に進出している日系企業現地法人について、企業活動基本調査の現地法人データ

に基づいて比較・考察を行う。第4節では本論考の結果について簡単にまとめる。

2. データソースとその特徴

本論考は経産省が統計法に基づいて収集している『海外事業活動基本調査』(以下、海事調査)の『現地法人データ』を利用している。同調査は、経産省が「我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策および通商政策の運営に資する基礎資料を得ることを目的」⁷⁾として収集しているものであり、毎年1回のペースで調査が行われている。同調査に関する概要を佐藤・加藤(2018)に従って経産省ホームページより簡単に説明する。

海事調査は日本の会計年度末に合わせた毎年3月末時点で海外に現地法人を有している日本企業に対して活動実態をアンケートにより調査しているものである。海外現地法人は海外子会社と海外孫会社からなり、それぞれ日本側出資比率が10%以上の海外法人、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人として定義されている。海事調査は統計法に基づく全数調査であり、本社および現地法人それぞれについて活動内容を表す基本情報に関する回答を求められている。但し、同調査から金融業、保険業、不動産業は除外されている。平成30年(2018年)調査の概要によると、調査対象となった本社企業9595社のうち、6989社から回答を得られており、回収率は72.8%であった。これは企業に対する全数調査としては非常に高い回収率であり、統計データとしての信頼性は高いと考えられる。また、同調査の本社データと現地法人データはID番号で接合が可能であり、近年は経産省のもう一つの企業調査である企業活動基本調査のデータと海事調査の本社データの接合も可能になっている。さらに同調査のデータはパネル化が可能であり、これまで多くの実証研究に用いられている⁸⁾。

海事調査の現地法人数を他の調査のうち代表的なものとして東洋経済新報社の「海外進出企業総覧」の企業数と比較してみると、2000年時点、2005年、2010年、2015年の各時点において、中国は2477(1567)、4040(3430)、5097(4978)、6707(7192)、米国は3638(2599)、3554(2623)、3221(2652)、3579

(3020) (カッコ内は海事統計の企業数)であり、金融、保険、不動産業を除外している海事統計の現地法人捕捉率が十分に高いことが明らかである。

海事調査の企業データについては、利用に際して注意すべき点もある。まず、全数調査においてはよく見られる現象であるが、データには異常値も相当数含まれており、また項目によっては未回答の企業も少なくない。異常値については、本論考で検討する中国、米国は企業数が多く特定の企業データによる影響は小さいと考えられるため、刈込等のデータの加工処理は一切行っていない。一方で、未回答については平均値の計算に際してズレが生じる可能性があるため注意が必要である⁹⁾。ただし、本論考では佐藤・加藤(2018)によるインドの現地法人に関する分析に合わせるため、未回答の問題には一切手を加えていない。また、現地法人の活動については、実際の建値通貨と調査において報告される通貨が異なっているという問題もある¹⁰⁾。伊藤ほか(2019)によると、日本の製造業企業の海外現地法人では近年建値通貨として現地通貨の使用割合が高まっており、特に中国では人民元の使用が増加しているが、海事調査ではすべて円建てで報告することが求められており、調査対象期間の為替相場の平均値を用いて円換算した数値が報告されている。そのため、報告されているデータは為替相場変動の影響を直接受けており、実際の活動データとの間にはその分ズレが生じている可能性を考慮しなければならない。加えて、データはすべて名目値であるため、物価水準の変動が大きいケースでも実際の活動とはズレが生じる可能性がある。しかしながら、本論考ではこの2点についても一切の操作を行っていない。その理由は、前者に関しては建値通貨としての円、米ドル、人民元の企業ごとの使用比率が不明であるため正確な換算が不可能なためであり、後者についてもGDPデフレーター、消費者物価指数(CPI)、単位労働コスト等、企業ごとにどのデフレーターで調整することが望ましいかが不明なためである。

本論考においては、企業データの集計値は操業中と確認された企業のデータを用いて求められたものである¹¹⁾。また、本研究では中国および米国の日系現地法人について地域別および産業別のデータ集計も行い¹²⁾、その結果についても検討を行ったが、地域・産業によっては現地法人数がごく少数(1～3程度)ということがあり、それらについては企業が特定され個別情報の開示

につながる恐れがあるため、データ利用規定によって図表で示すことも本文で扱うことも許可されていない。したがって、本論考では地域別・産業別の分析については、企業の特定につながらない範囲での比較は行うがそれらに関して図表は作成しない。

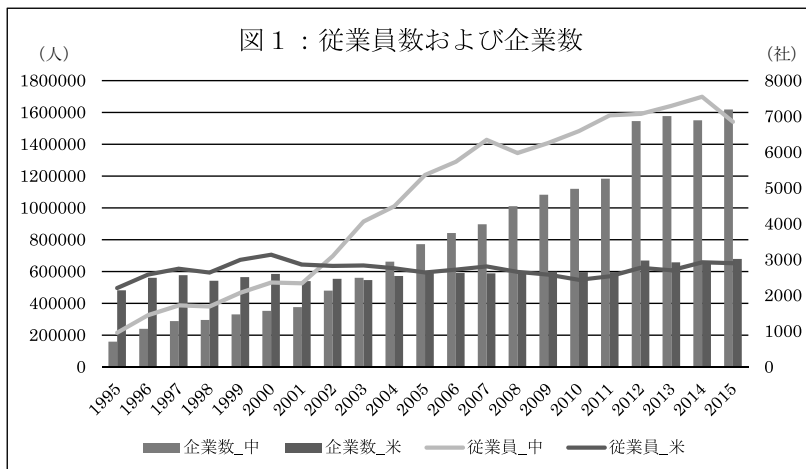
中国の経済分析においては香港の取り扱いが重要な問題になる。香港は中国内外の経済活動をつなぐ中継点として重要な役割を果たしており、外資企業の中国での活動を分析するに際しては、その存在を無視することはできない。したがって本研究においては香港についてもデータ集計を行ったが、中国・米国という両経済大国と並べて比較すると進出企業数、従業員数などでスケールが異なり図表が混乱する可能性があるため、図に直接加えることは避け、必要に応じてデータを紹介しつつ議論・解説に加える¹³⁾。

3. 中国および米国に進出している日系企業

まず、図1より中国本土および米国に進出している日系企業の現地法人数および現地法人の従業員数を確認する。経産省が公表している集計データからも明らかなように、中国における日系現地法人数、従業員数が飛躍的に増大したのに対して、米国における企業数、従業員数は過去20年間ほぼ横ばいである。これは米国が巨大な成熟市場であり、日系企業の進出の歴史も長いことが理由であると考えられる。日系企業にとって世界最大の経済である米国は極めて重要な市場であることは間違いないが、日系企業はすでに米国においてネットワークを構築しており、新たに多くの日系企業が参入し続けるという状態にはない。一方で、中国は過去20年間で急激な成長を達成し世界第2位の経済大国になったことに加えて日本からの地理的な近さという有利さもあって多くの日系企業を引き付けてきた。とりわけ、2001年12月の中国の世界貿易機関(WTO)加盟は、中国に進出する外国企業に対して制度的な透明性や信頼性を高める効果があり、これを境にして中国への外資の進出が急拡大を見せた。この間、日中は政治的には必ずしも良好な関係であったわけではなく、2005年、2012年には中国で大規模な反日運動も展開されたが、「政冷経熱」の言葉が示すとおり、政治的な緊張関係が全体としてみれば企業の

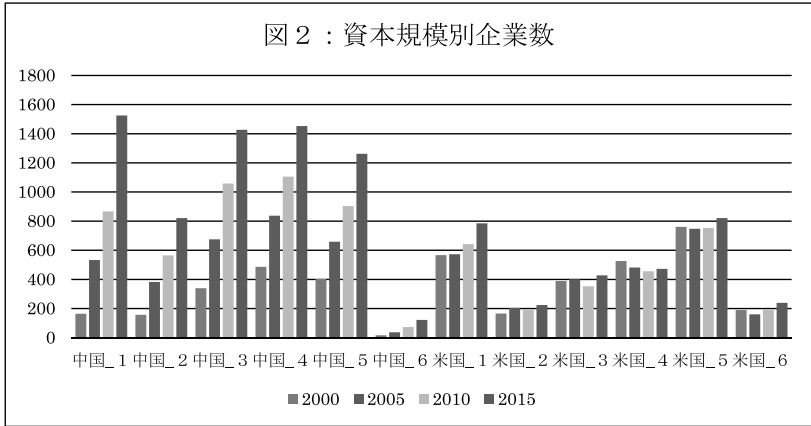
経済活動を顕著に妨げることはなかったことがデータに示されている。一方で2012年以降についてはその前の10年のような急激な増加がみられることはなく、横ばいの様相を示しているが、これは中国の経済成長が減速に転じ日系企業の進出が飽和状態に近づいたことを示している可能性がある¹⁴⁾。また、日中間の政治的リスクに加えこのころから特に注目を集めることとなった中国の環境問題の深刻化や中国人労働者の賃金上昇等の要因により、日本企業がサプライチェーンネットワークの拡充において「China+1」というリスク分散戦略を取り始めたことも影響している可能性がある¹⁵⁾。この点に関して、現地法人データを本社データとマッチングして中国とASEAN諸国に現地法人を持つ企業数をカウントした結果をみると、同時期において中国とASEANの両方に現地法人を持つ企業数は中国のみに現地法人を持つ企業より明らかに多くなっている。なお、香港に関しては、現地法人数は2010年代に入り増加がとまり停滞状態にあり、従業員数についてはサブプライムローン問題に端を発する世界経済危機を契機にして減少に転じ、2015年には最盛期の半分以下(198931→76255)となっている。この原因としては、上海市場の発展や中国本土でのサプライチェーンネットワークの整備による日系企業にとっての中国貿易における香港の地位の低下が関係していると考えられる。

これに加えて、中国および米国の地域別現地法人数を確認すると、中国では現地法人の立地が上海周辺地域に集中していることが明らかとなった。この地域への集中が加速したのは2001年以降であり、中国のWTO加盟がこの地域への日系企業の進出を大きく促進させたことが明らかである。2015年時点では、同地域の現地法人数(4087社)は香港・台湾に隣接する広東省・福建省を含む地域(1119社)の約3.65倍、首都である北京周辺地域(1065社)の約3.83倍に及んでいる。一方で、米国では特定地域において著しい増加がみられるという現象は発生していない。観察された全期間において一貫してカリフォルニア州を含む西部沿岸地域に全体の30~40%の現地法人が集中しているが、イリノイ州・ミシガン州を含む伝統的な工業地帯に立地している現地法人数との比較では、その比率は2倍未満である。産業別の進出企業数を見た場合、中国と米国において現地法人数が多い産業は卸売・小売、輸送機械、一般機械、化学工業となっており大きな差は見られない¹⁶⁾。



注) 左 従業員数, 右 企業数

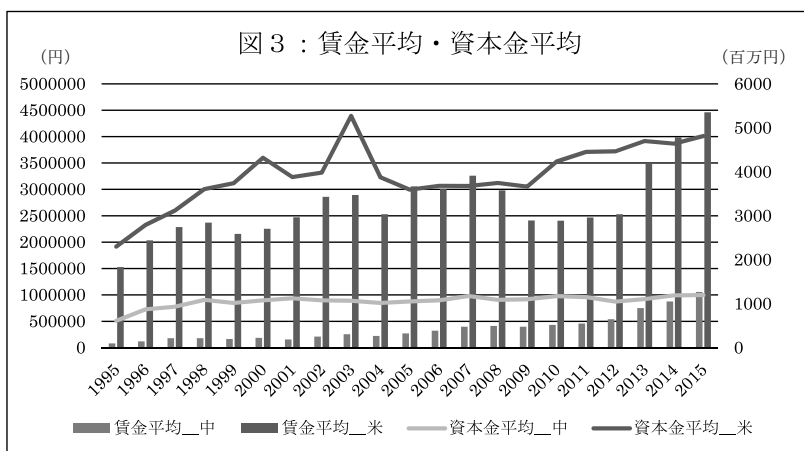
図 2 には資本規模別の現地法人数を示したものである。これによると、中国、米国ともに2000年以降においてもっと進出企業数が増えているのは資本金5000万円未満の企業であるが、増加率は圧倒的に中国の方が高い。この増加率の違いもやはり経済成長の著しい中国と成熟した経済を持つ米国の差を反映したものと推察される。また、中国においては資本金1億円以上3億円未満、3億円以上10億円未満のレンジが大きなウェイトを占め、資本金10億円以上100億円未満がそれに続いているが、米国では最も大きなウェイトを占めているのは資本金10億円以上100億円未満のレンジであり、進出企業の規模には明確な差が出ていることが分かる。さらに資本金100億円超という最大規模グループに関して、米国で操業中の現地法人数は中国で操業中の現地法人数の2倍弱(2015年時点で米国239社、中国122社)と、このカテゴリーでも米国が中国を大きく上回っている。このボリュームゾーンの違いは両国における参入コストの差を反映しているものと考えられる。香港については、圧倒的に資本金5000万円未満の現地法人が多く、このカテゴリーに全体の40%以上の企業が入る上にその比率は近年さらに高まっている。一方でそれに続くのは資本金1億円以上3億円未満のカテゴリーであるが、そのウェイトは年々低下傾向にある¹⁷⁾。



注) 1 : 5000 万円未満, 2 : 5000 万円以上 1 億円未満, 3 : 1 億円以上 3 億円未満, 4 : 3 億円以上 10 億円未満, 5 : 10 億円以上 100 億円未満, 6 : 100 億円以上

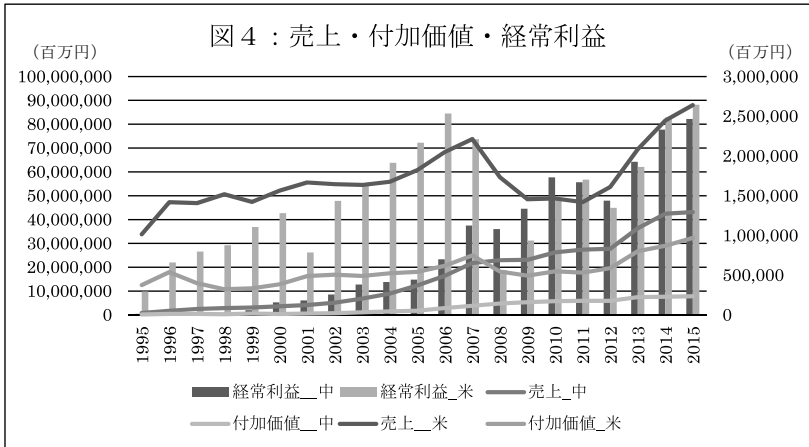
図 3 は一人当たり賃金と企業平均の資本金を示している。賃金に関して、中国、米国の現地法人はともに2010年以降顕著な上昇傾向にある。全期間を通じてみると中国の現地法人は2010年以前には緩やかな上昇傾向を持ちつつ多少の変動がみられた一方で、米国の現地法人ではかなり大きな変動が生じている。この一人当たり賃金の変動は為替レートの変動を反映しており、円高の時期には円換算された一人当たり賃金が低下し、円安の時期にはどう一人当たり賃金が上昇しているが、現地通貨(人民币および米ドル)で支払われている賃金がこのように上昇と低下を繰り返しているということではないと考えられる。また、2010年以降の賃金上昇については米国の現地法人の方が中国の現地法人より金額では大きく上昇しているが、上昇率で比較すると中国(17.9%)>米国(12.3%)と中国が上回っている。人民币の為替レートが急激な変動を避けるために強く管理されていることを考えると、為替レート変動を除いても中国では一人当たり賃金に顕著な上昇があったと言えるであろう。一方で企業平均の資本金の推移をみると、スケールの違いによって米国では近年増加傾向があるように見える一方で中国ではそうした傾向がなく横ばいのように見えるが、増加率を計算するとどちらも5%未満であるとともに平均的な資本金規模の大幅な増加は発生していないことが分かる。2010年以降

の伸び率を比較すると中国が4.2%であるのに対して米国は2.6%であった。これは先の図2で示した小規模企業の参入増加が円安による資本金の額面上の上昇を相殺していることが理由と考えられる。香港に関しては、賃金は中国よりも高く米国よりは低い。中国との比較では1995年時点では約8倍であったが、2015年には1.7倍程度になっており、中国の賃金が急上昇し格差が縮小している現状が示されている。一方で香港と米国の格差は香港の賃金が米国の1/2未満であり解消していない。資本金の平均額でみると香港は中国、米国と比べると明らかに少ない。データの初年である1995年時点でも中国本土の現地法人の1/2以下であり、現在までその比率はほぼ変わっていない。これは香港の現地法人が中国本土や米国と違い大規模工場などを持たないものであることが理由と考えられる。さら中国、米国と同様に顕著な増加も見られない。2010年以降の賃金、資本金の伸び率をみると、賃金は12.6%で米国の実績に近いが、資本金については0.6%とほとんど増加していないことが明らかとなった。



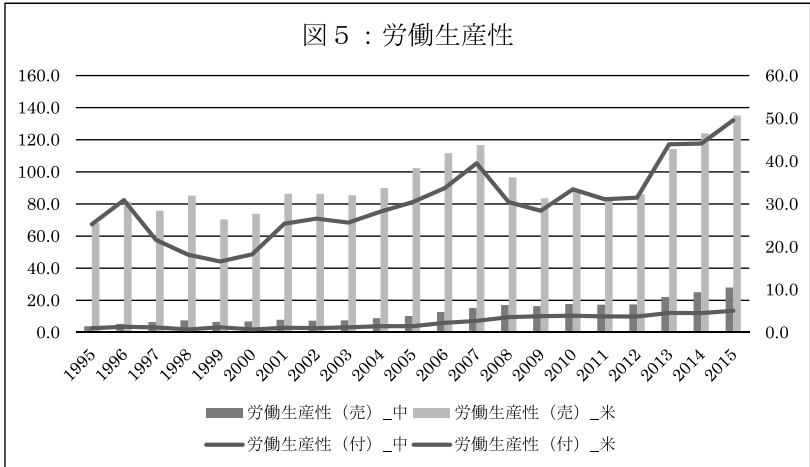
注) 左 賃金, 右 資本金
データに基づき著者計算

図4は企業活動について売上高、付加価値額、経常利益の集計値を比較したものである。これらのうち付加価値は分配側から営業利益+賃金+賃借料として定義されており、営業利益は売上高-（売上原価+販売費・一般管理費）で求められる。なお、付加価値計算にあたっては、『海外事業活動基本調査』の注記に従い、売上原価と販売費・一般管理費のいずれか一方、および賃金と賃借料のいずれか一方のデータが少なくとも得られる企業のデータを用いて計算されている¹⁸⁾。図から明らかなように、先に見たとおり現地法人数ではすでに中国が米国を大幅に上回っているにもかかわらず、売上高の合計値では依然として米国が中国を圧倒している。これは付加価値についても同様にみられ、さらにこの格差は中国の急激な経済成長を経ても縮小傾向を見せていない。この結果は中国と米国の現地法人がサプライチェーンネットワークの中で持つ役割の違いを反映しているものと考えられる。日本企業にとって、中国は過去20年間に於いて生産ネットワークの中で重要な役割を占める工場としての機能が最も重要であった一方、米国は最終製品を販売する市場としての役割が最も大きかった。そのため、売上高、付加価値ともに米国の現地法人が中国の現地法人を圧倒する結果になっているものと推察される。この結果は日本の輸出企業にとってのアジア市場と北米市場の違いを明らかにしたKato (2015)の分析結果とも整合的である。これに対して、経常利益についてはサブプライムローン危機(2007年)以降、中国の現地法人が米国の現地法人を上回るケースも確認されており、近年もその格差は極めて小さくなっている。現地法人数では中国が米国を倍以上に多いことを考慮すると、1企業当たりの経常利益に関しては依然として両国の現地法人にはまだかなりの格差があると考えられるが、日系現地法人が中国で上げる経常利益が増大していることは、中国が日系企業にとって生産拠点としての位置づけから重要な製品・サービス市場となってきたことを示している。香港に関しては、売上高、経常利益の変動は米国と似た動きを示している一方で、付加価値は全く増加しておらず、むしろ緩やかに減少を続けている。



注) 左：売上高，付加価値，右：経常利益
付加価値はデータに基づき著者計算

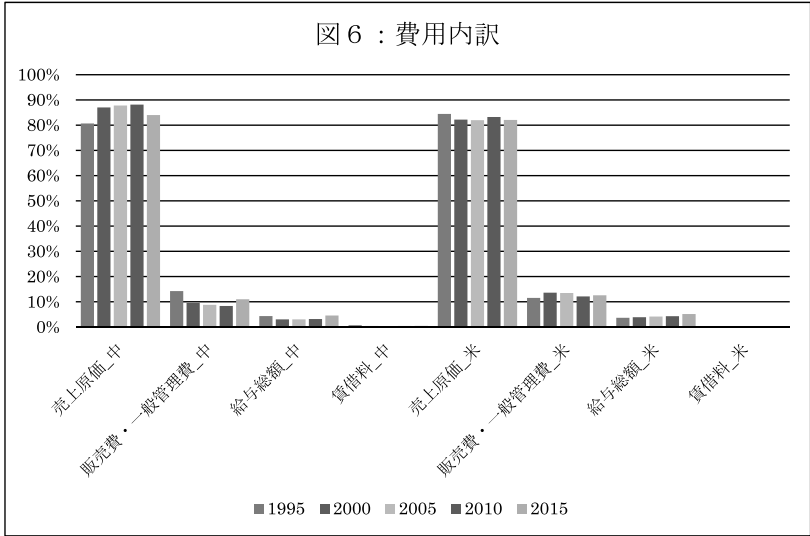
図5は労働生産性の推移を見たものである。名目値によって計算されているので特に米国では為替レート変動による生産性の増減が大きく表れている一方で、管理レートを用いている中国では安定した傾向を保っているが、その点を考慮したとしても両国での生産性の格差は非常に大きいことが明らかである。先の図3と比べると、中国における労働生産性の伸びは賃金の伸びを下回っているため、日系企業現地法人にとって中国の労働者は割高に成りつつあることが示されている。2010年～2015年で見ると、中国における売上高ベースの労働生産性の上昇率は9.1%、付加価値ベースの労働生産性上昇率は5.3%であるが、同期間における平均賃金の伸び率は17.9%にのぼっている¹⁹⁾。なお、米国では同期間でそれぞれ労働生産性上昇率が8.3%と7.9%であるのに対して賃金増加率は11.2%であった。香港に関しては、売上高ベースの労働生産性は米国よりやや低い程度で推移している一方、付加価値ベースでの労働生産性を図ると、米国に比べ大幅に後れを取っており、近年はむしろ中国の労働生産性に近い。2010-2015年の平均成長率は売上高ベース、付加価値ベースでそれぞれ8.7%と4.9%であり、伸び率でみても付加価値で測る労働生産性が伸び悩んでいることが分かる。



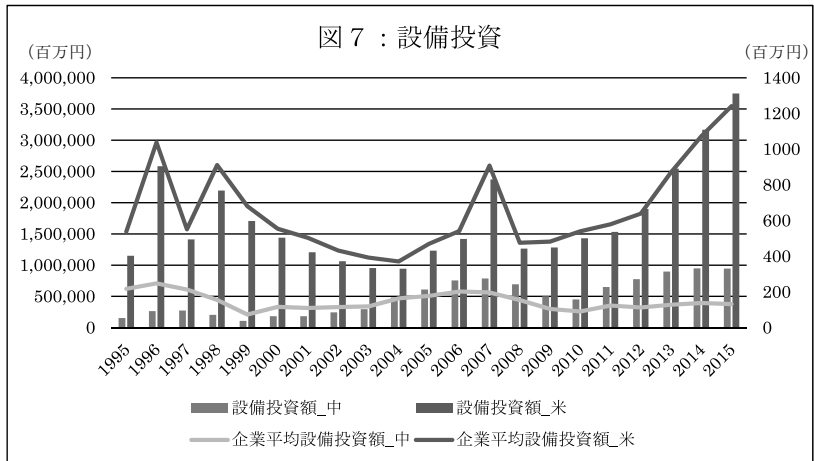
注) 左：売上高ベースの労働生産性，右：付加価値ベースの労働生産性
データに基づき著者計算

図6は費用の内訳を比較したものである。これについては中国と米国の現地法人において大きな違いは見られない。どちらの国でも売上原価が費用の8割以上を占めており、基本的な支出構造にはほぼ差がないことが明らかである。香港の現地法人では売上原価のシェアは90%を超えており、中国、米国と比べてもなお高い。これらは各市場におけるビジネスの特徴に由来しているものと考えられるが、定義上、高い売上原価は低い営業利益になるため、香港の現地法人の付加価値が低いことの一つの理由になっていると思われる。

図7は設備投資額の総計と企業平均の設備投資額を示している。設備投資についても、総額、平均額ともに米国の現地法人の方が中国の現地法人より圧倒的に大きい。とりわけ、世界金融危機後の米国にある日系企業現地法人の設備投資額急増が、両者の格差を拡大している。中国においても設備投資は総額において増加傾向にあるが、平均で見るとそうした傾向はなく横ばいが続いている。なお、2005年と2012年の日中間の政治的な緊張関係は設備投資の面から見ても現地法人の活動に大きなマイナスの効果をもたらしていないこともこの図では示されている。香港の現地法人に関しては、総額、平均額ともに2000年代前半が全体的に高く、2010年以降はかなり下がっている。



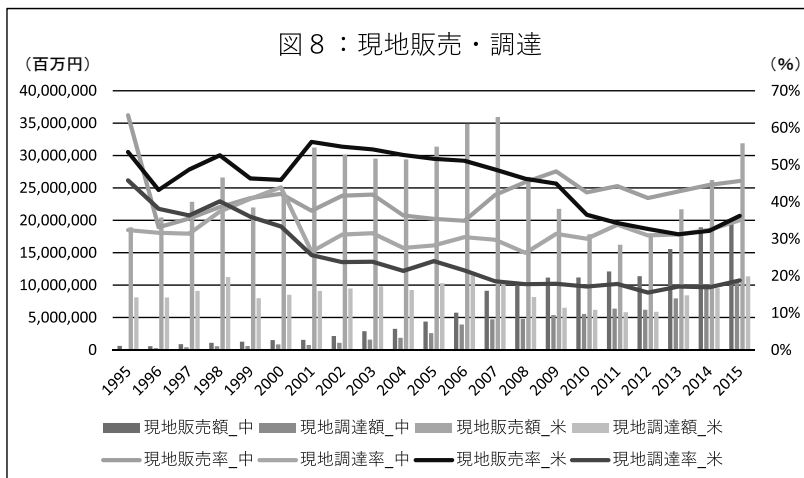
注) データに基づき著者計算



注) 左：設備投資額総計，右：平均設備投資額
データに基づき著者計算

図8では現地法人の現地化の程度について、売上高中の現地販売率と仕入中の現地調達率によって特徴を明らかにしている。金額ベースでみると、現地販売額、現地調達額ともに米国では景気変動に合わせて大きく変動しているが、中国ではほぼ一貫して増加傾向が見て取れる。特に現地販売額の増加は著しく、中国の経済発展に伴い、日系現地法人にとって中国の市場としての重要性が増大していることが明確に示されている。現地販売額は2012年にやや減少しており、これは政治的緊張関係の影響を示していると思われるが、その減少幅はごくわずかであり、やはり現地法人の活動を大きく妨げてはいないと解釈できる。現地調達額も穏やかな上昇傾向を示しており、日系現地法人がビジネスの拡大に合わせて現地調達を増加させている様子が示されている。次にそれぞれを売上高比率、仕入れ比率でみてみると、現地販売率はサブプライムローン危機を境に中国の現地法人が米国の現地法人を上回っており、現地調達率については中国のWTO加盟以降一貫して中国が米国を上回っている。中国の現地法人は現地販売率、現地調達率はともに多少の変動を伴いながらも横ばいの傾向を示しているが、米国の現地法人ではこの両者はともに緩やかな低下の傾向を見せている。先に見てきたとおり売上高や設備投資は拡大の傾向にある点と併せて考えると、米国における日系現地法人のビジネスが米国市場のみをターゲットにしたものからさらに広がっていることを示していると思われる。香港に関しては、現地販売額、現地販売率ともに2011年以降若干の増加傾向にある。一方で同期間における現地調達額、現地調達率はほぼ横ばいである。

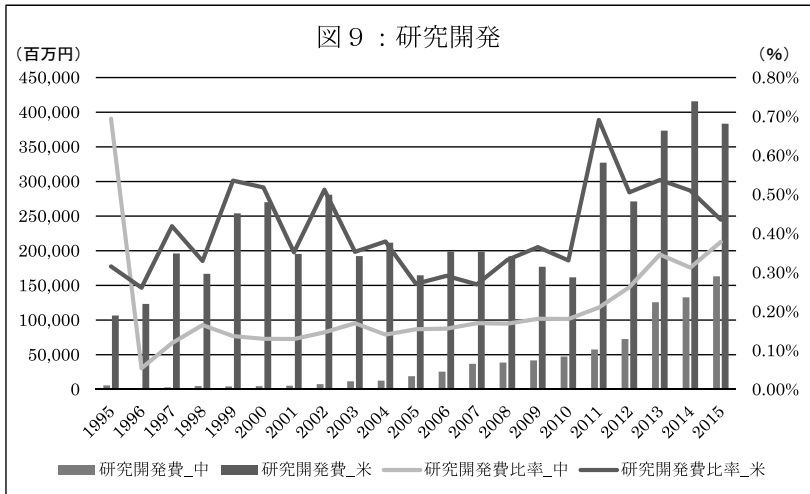
図9ではサプライチェーンネットワーク内での現地法人の役割を検討するために研究開発費の売上高比率が示されている。米国において、研究開発費は総額、売上高比率ともに変動を伴いながら推移しているのに対し、中国においては総額、売上高比率ともに増加傾向を示している。とりわけ2012年以降比率が高まっており、中国の現地法人が研究開発という生産ネットワークの中核部分に果たす役割が増大しつつあることが示されている。しかしながら、その比率は依然として米国の現地法人より低い。研究開発費／売上高比率は中国、米国の現地法人でほぼ0.5%未満であり、それを日本企業の平均的な研究開発費／売上高比率と比較すると、企業活動基本調査で調査された企



注) 左：金額，右：率
データに基づき著者計算

業について研究開発費の売上高比率は製造業で4～4.5%，電気・ガスで1%弱，情報通信業で1.5%，卸売業で1～1.5%，小売業で0.5%未満²⁰⁾となっているため，現地法人の平均は小売業のケースに非常に近い結果といえる²¹⁾。現地法人のうち最大のシェアを占める産業は卸売・小売業であるため製造業との比較で低い値となることは予想されることではあるが，日本企業の平均値との比較では相対的に低いことが明らかであり，このことは，日系企業が生産ネットワークの中軸を依然として海外に移転させてはいないことの傍証といえるかもしれない。香港の現地法人に関しては，研究開発費総額は変動しつつも近年増加の傾向がみられるが，売上高比率でみると最大でも0.1%程度と中国本土，米国の現地法人と比べてもかなり低いため，日本企業が香港に研究開発拠点としての機能をほとんど期待していないことが分かる。

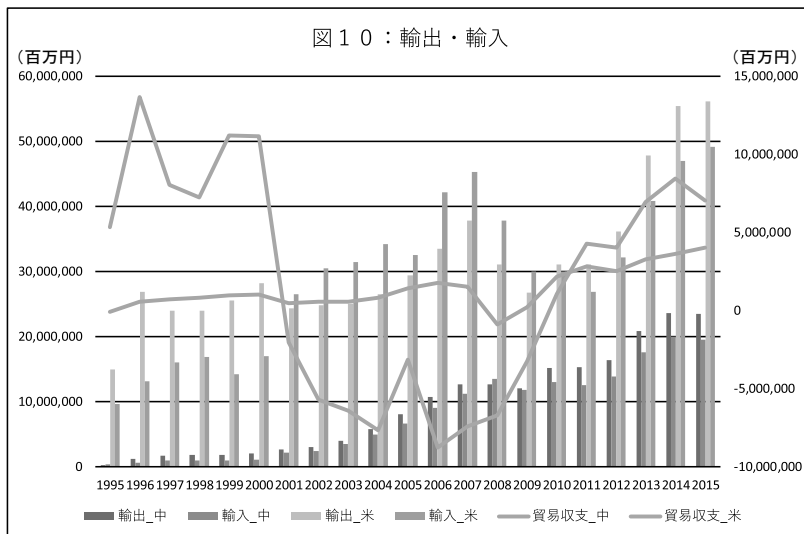
図10は現地法人の輸出入と貿易収支をまとめたものである。過去20年以上にわたって日本の多国籍企業はアジア諸国にサプライチェーンネットワークを構築し，効率的な生産，為替リスクの緩和，アジアの成長力の取り込みなどを行ってきた。このような企業にとって中国は生産拠点として最も重要な場所であるが，その最終製品市場が中国であるとは限らず欧米や日本に多く



注) 左：金額，右：率
データに基づき著者計算

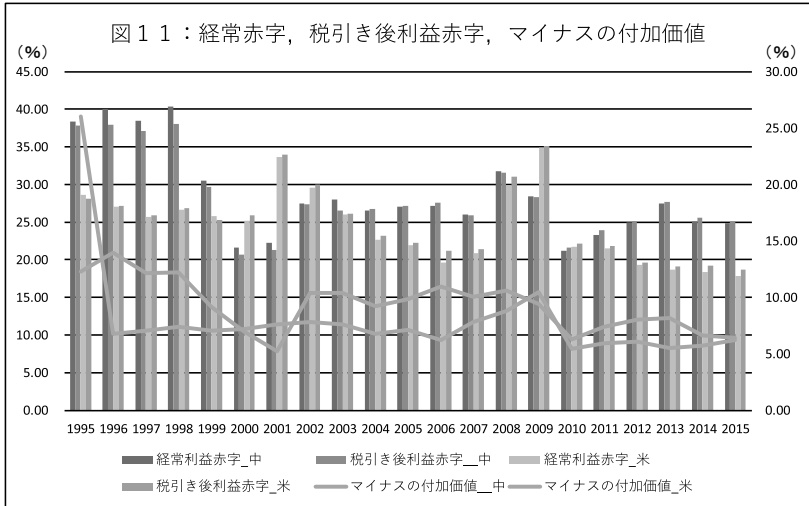
の製品を輸出していると考えられる。一方で米国は世界最大の市場であり多くの企業にとって最終製品の市場と考えられている。そのため、輸出額－輸入額と定義される貿易収支に関しては中国では正、米国では負の値をとることが期待されるが、図によると中国の日系企業現地法人の貿易収支はほぼ正で期待どおりと言える一方で、米国の日系企業現地法人の貿易収支は必ずしも負ではなく、正であることも多い。輸出入の総額を見ても、米国の日系企業現地法人は中国の日系企業現地法人を大幅に上回っており、前者の市場も必ずしも米国に固定されていないことが明らかとなった。香港に関しては、輸出入の総額が2005年をピークに減少し、2015年時点では輸出が2005年の62.0%、輸入が67.1%になっている。貿易収支は1995年を除き黒字であるが年による変動が大きく、近年はピークであった90年代後半の1/4～1/2程度になっている。

図11では経常利益赤字、税引き後の利益赤字、マイナスの付加価値を出している企業の割合を比較する。経常利益赤字、税引き後の利益赤字を出している企業の割合は、ITバブル崩壊およびリーマンショック後で米国が不況に陥った2001～2002年、2008～2010年を除き、中国の方が米国よりも割合が大



注) 左：輸出入額，右：貿易収支

きくなっている。マイナスの付加価値を出しているいわゆる価値破壊企業の割合についても、2001年と2009年を除いて中国の方が米国よりも割合が大きい。この差に関して、中国の現地法人数が急激に増加してきた一方で米国の現地法人数が横ばいであることを考えると、中国に新たに参入した現地法人の中にまだ利益を上げるに至っていないものが少なからず含まれていることを示唆している可能性がある。但し、米国においても経常利益赤字となっている企業は全体の15%を超えていることから、市場競争がかなり厳しいものであることが明らかである。香港に関してはアジア通貨危機の影響が出ている1998年と世界金融危機の中にあつた2008～9年に経常赤字企業が一時的に大きく増加したことを除き、全体としてはそうした企業の割合は安定して20%未満をであるケースがほとんどで比較的安定している。この比率は中国、米国のそれよりも低い。マイナスの付加価値を記録した価値破壊企業の割合も2000年以降に関しては10%を下回っており、その比率は中国、米国と大きな差はない。



4. おわりに

本稿では、経産省海事調査の現地法人データにより、日本の製造業企業現地法人の活動について中国と米国を比較することで分析を行った。この節では、本稿の議論の内容をまとめ、本論考で扱えなかった点および今後の研究の方向性を述べて結語に代える。

現地法人数比較や現地法人の雇用者数において中国が米国を圧倒している一方、売上高・付加価値においては依然として米国が中国を上回っていること、研究開発費の売上高比率がかなり低いことなど、これまでにも示されていることに加え、本稿で示した中国・米国の日本企業現地法人の特徴としては、依然として企業平均の付加価値では米国が中国を圧倒していること、資本金額のボリュームゾーンが両国で異なっており、米国では10億円以上という大きな企業が多いこと、中国では現地法人の新規参入が拡大している一方で資本金額や設備投資の平均額が伸びていないこと、現地調達率は中国の方が米国の現地法人より高く、現地法人の輸出に関しては米国の方が中国よりも高いことが挙げられる。また、香港についての分析から、香港の現地法人に関しては賃金面での中国との格差が急速に縮小している一方で米国との格

差は解消していないことや企業平均の資本金額、設備投資が全く伸びていないことを示し、中国の経済発展に伴い香港の地位が低下しつつあることが明確に示された。

本稿では経産省企業データの使用規定により地域別・産業別に関しては図を用いた分析を行うことが出来なかったが、中国においては現地法人の所在地に大きな偏りが生じており、所在地ごとの産業分布や対日、対第三国の輸出入構造の違いなどを分析してその特徴を明らかにすることは、今後の分析には必要不可欠である。従って、使用規定で禁止されている個別企業の特定につながる恐れのあるデータの提示を慎重に回避しながらこの問題にどのように対応するかを検討し必要な分析を行うことが求められる。また、本稿で掘り下げなかった問題として現地法人企業の輸出入行動の詳細が挙げられるが、こちらについても、地域・産業による違い、子会社・孫会社間の差、対日、対本社、対第三国などでの違いなどを分析することで、中国・米国における日本企業現地法人の活動実態をより鮮明に示すことが必要である。加えて、現地法人企業のサプライチェーンネットワーク内での機能を明らかにするために、中国・米国の日系現地法人企業にとって第三国の巨大市場である東南アジア諸国連合(ASEAN)やヨーロッパ連合(EU)との貿易についても、産業間比較や子会社・孫会社比較などを行い明らかにしていくことが求められる。これらの点は今後の研究で改善していく必要がある。

著者リスト

- * 加藤篤行 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系准教授
- ** 呉 青 姫 神戸大学大学院経済学研究科研究員

参考文献

- 伊藤隆敏, 鯉渕賢, 佐藤清隆, 清水順子, 吉見太洋(2019)「日本企業の為替リスク管理とインボイス通貨選択:平成30年度日本企業の海外現地法人アンケート調査結果概要」経済産業研究所, ディスカッションペーパー, 19-J-042。
- 経済産業省(2010)平成21年度企業活動基本調査の調査結果。
- 経済産業省「海外事業活動基本調査の調査結果」各年版。
- 経済産業省調査統計グループ企業統計室(2018)「海外現地法人四半期調査に見る米国・中

国における現地法人の現況]

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/result-1/h30/pdf/h20180926s.pdf>

佐藤隆広・加藤篤行(2018)「インドにおける日系企業の事業活動：経済産業省『海外事業活動基本調査』個票データを利用して」『経済志林』。

瀬口清之(2014)「中国の構造変化と日中経済関係」, 財務省総合政策研究所フィナンシャルレビュー, 119号。

東洋経済新報社「海外進出企業総覧」各年版。

日本貿易振興機構(JETRO)「日系企業活動実態調査」各年版。

松浦寿幸(2004)「日系海外現地法人の経済活動規模, および販売・調達同行の推計: 『海外事業活動基本調査』による母集団推計の試み」『経済統計研究』32巻4号。

Kato, A. 2015. Does Export Yield Productivity and Markup Premiums? Evidence from the Japanese manufacturing industries". *International Review of Research in Emerging Markets and the Global Economy*, Vol. 1 (1), 273-285.

Spinelli, F., Rouzet, D., and Zhang, H. 2018. Networks of Foreign Affiliates: Evidence from Japanese micro-data. *RIETI Discussion Paper*, 18-E-057.

† 本研究はJSPS科研費16K03673の助成を受けたものである。

* 金沢大学人間社会研究域経済学経営学系准教授

** 神戸大学大学院経済学研究科研究員

- 1) <https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>
- 2) FDIの統計ではTax Havenを経由した迂回投資は二国間投資には含まれていないため、実際の投資額はさらに大きいと考えられる。
- 3) 米国を除く11ヵ国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」は2018年3月に署名され、日本については同年12月30日に発効。
- 4) 日本・インド経済連携協定: 2011年締結, 発効。
- 5) https://www.jetro.go.jp/world/business_environment/genchihoujin.html
- 6) 経産省調査統計グループ企業統計室(2018)では四半期データに基づく比較分析が行われている。
- 7) 経済産業省HPより引用: <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>
- 8) 松浦(2004), Spinelli et al.(2018)など。
- 9) MS-EXCELは空白のセルをゼロとして計算してしまうため、空白の多い項目についてはそれを含めたまま平均値などを計算すると実際の平均値との間に乖離が生じる。
- 10) <http://renketsu.info/foreign-subsidiary/translation/>
- 11) 海外事業活動基本調査では現地法人の活動状況について1. 操業中, 2. 初決算前, 3. 休眠, 4. 解散のいずれに該当するか報告されている。なお、有効回答と操業中のみを集計差は企業数において5~10%程度であり、操業中のみデータを絞ることによるサンプルサイズの減少は分析にはほとんど影響しない。

- 12) 地域区分については付表参考。産業分類は日本標準産業分類の2桁産業分類による。
- 13) 図表は作成しているため、リクエストに応じて提供することは可能である。
- 14) 中国の実質成長率は2011年の9.3%から2012年は7.7%に下がっている(瀬口, 2014)。
- 15) 円安が企業行動に影響を与えた可能性も考えられる。2010年を100とした円・人民元の実質為替レート指数は96(2011年), 91(2012年), 71(2013年)となっている(UNCTAD統計に基づいて著者計算)。
- 16) その他産業およびその他の製造業に分類された企業は分析から外している。
- 17) 現地法人数自体は142(2000年)から202(2015年)と増加している。
- 18) 佐藤・加藤(2018)および経済産業省(2015, 6頁)
- 19) データに基づき著者計算
- 20) <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2/h21kakuho/pdf/H21-5shou.pdf>
- 21) 経済産業省(2010)。

日系企業現地法人に関する米中比較図表

付表 中国・米国における地域区分

中国	地域 1	遼寧省, 吉林省, 黒竜江省
	地域 2	北京市, 天津市, 河北省, 山東省
	地域 3	上海市, 江蘇省, 浙江省
	地域 4	福建省, 広東省, 海南省
	地域 5	山西省, 内蒙古自治区, 河南省, 陝西省
	地域 6	安徽省, 江西省, 湖北省, 湖南省
	地域 7	広西省, 重慶市, 四川省, 貴州省
	地域 8	チベット自治区, 甘肅省, 青海省, 寧夏回族自治区, 新疆ウイグル自治区
米国	地域 1	ME, NH, VT, MA, RI, CT
	地域 2	NY, PA, DE, NJ, MD, DC
	地域 3	WI, IL, MI, IN, OH
	地域 4	ND, SD, NE, KS, MN, IA, MO
	地域 5	AR, LA, MS, KY, TN, AL, WV, GA, FL, VA, NC, SC
	地域 6	AZ, NM, OK, TX
	地域 7	ID, UT, MT, WY, CO
	地域 8	WA, OR, NV, CA, AK, HI

注) 地域区分はそれぞれ中国国家統計局, 米国国勢調査局による区分に基づいて, 両者を比較可能な8地域に再編し作成